災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案（仮称）骨子案（未定稿）

第一　総則

　一　目的

　　　この法律は、海に囲まれた我が国においては、災害又は感染症の発生時等（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で、船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置することにより、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進することを目的とすること。

　二　基本理念

　　　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害又は感染症（以下「災害等」という。）が発生した場合に、その発生した地域等において必要とされる医療を、船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域等にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害等から保護することに資することを旨として、行わなければならないこと。

　三　国の責務

　　　国は、二の基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有すること。

四　法制上の措置等

　　　政府は、第二の基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとすること。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年（仮）以内を目途として講じなければならないこと。

第二　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本方針

　　　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとすること。

1. 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上にある医療施設において提供される医療との役割分担及び相互の連携協力の確保
2. 災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者による保有を含む。）
3. 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
4. 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等の人材育成
5. 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給の確保
6. 離島等における巡回診療、国際緊急援助活動その他⑵の船舶の災害等の発生時以外における効果的な活用
7. 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
8. ⑴～⑺に掲げるもののほか、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し特に必要と認められる施策

第三　船舶活用医療推進本部

一　設置

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ　　　　　　集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。

　二　所掌事務等

　　１　本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

　　　⑴　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する総

合調整に関すること。

　　　⑵　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的か

つ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

　　　⑶　災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関

係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

　　２　本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣と

すること。

　三　組織

　本部は、船舶活用医療推進本部長（以下「本部長」という。）及び船舶活用医療推進本部員（以下「本部員」という。）をもって組織すること。

　四　本部長

　　１　本部の長は、本部長とし、内閣総理大臣をもって充てること。

　　２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。

　五　本部員

　　１　本部に、本部員を置くこと。

　　２　本部員は、本部長以外の全ての国務大臣をもって充てること。

　六　資料の提供その他の協力

　　１　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人等の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができること。

２　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、１の者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

　七　事務局

　　１　本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置くこと。

　　２　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くこと。

　　３　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理すること。

　八　政令への委任

　　　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めること。

第四　施行期日等

　　１　この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

　　２　その他所要の規定を整備すること。